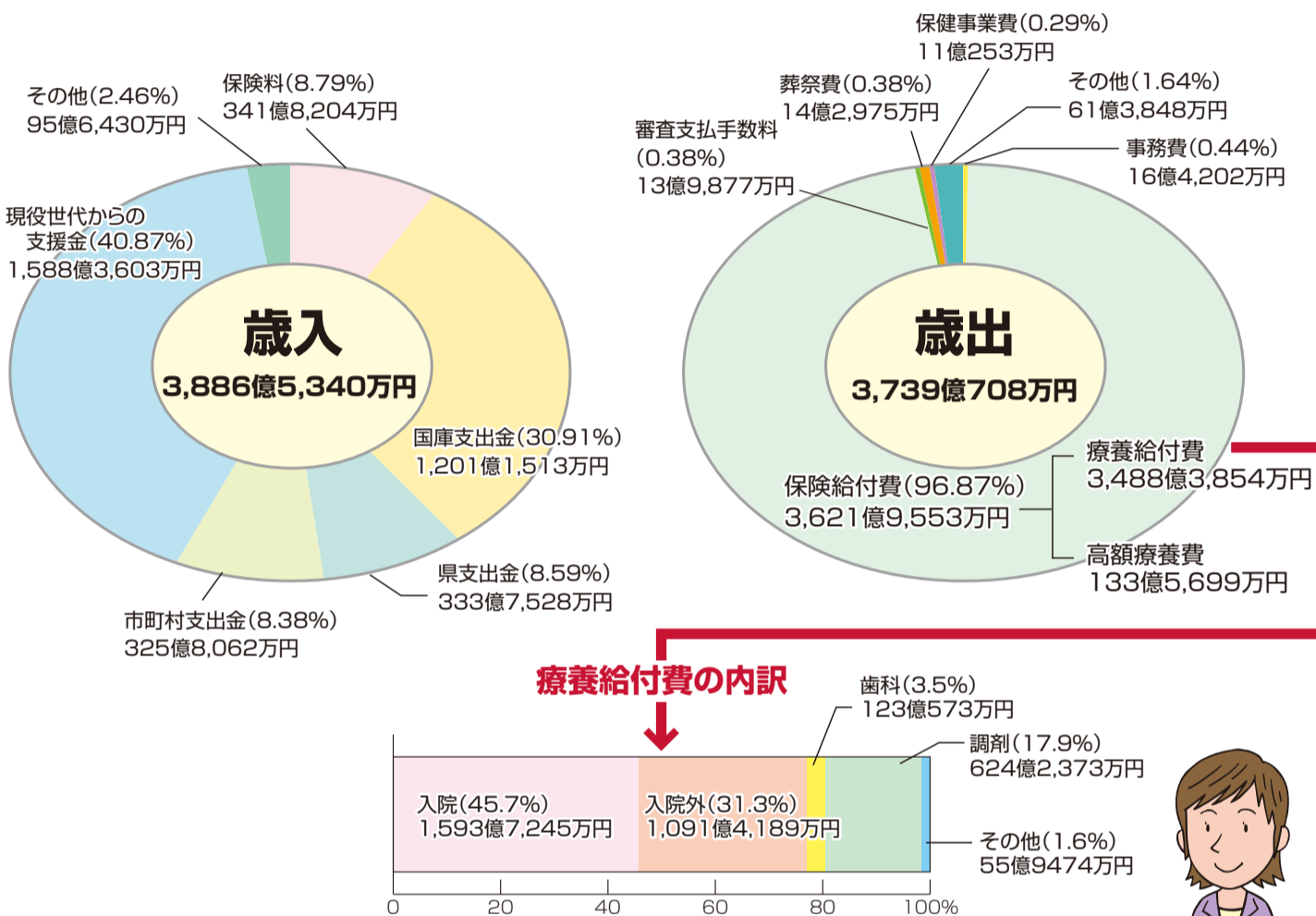


# ちは広域連合だより

(平成22年9月1日現在) 千葉県人口 **6,201,046**人 (平成22年10月31日現在) 被保険者数 **548,444**人 第**9**号

制度に加入しているみなさんが、安心して医療を受けられるように、どれくらいのお金が入って(歳入)、そのお金がどのように使われたのか(歳出)を広く知っていただくために、平成21年度の決算状況をお知らせします。



平成21年度 決算の概要

## 家計簿 後期高齢者医療制度の (特別会計)

### 広域連合の家計(会計)は2種類

#### 「一般会計」

広域連合の運営に必要な経費に使われるお金

- 議会を運営するための経費
- 制度についてお知らせする広報の経費
- 一般事務費

主な内容

など

#### 「特別会計」

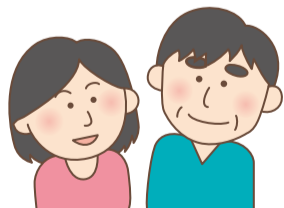
保険制度を円滑に運営する事業に使われるお金

- 医療費の支払い
- 葬祭費の支給

主な内容

など

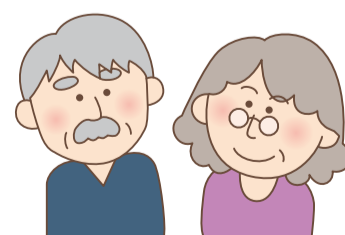
### みんなで支える医療制度



制度に加入されているみなさん(75歳以上のかたと65歳以上75歳未満のかたで一定の障がいがあり、申請により認定されたかた)が医療機関で支払う窓口負担を除いた医療費を、みなさんから納めていただいた保険料約341億円のほか、現役世代のかたからの支援金約1,588億円と国が約1,201億円、県が約333億円、市町村が約325億円を負担して運営しています。

主な使いみちは、制度に加入されているみなさんが医療機関などにかかった費用(約3,621億円)、市町村で実施した健康診査などにかかった費用(約11億円)、葬祭費を支給した費用(約14億円)などです。

制度に加入しているみなさんが安心して医療にかかる仕組みを、世代を超えて支えています。



### 保険料は貴重な財源です

みなさんから納めていただく保険料は制度を運営するための貴重な財源です。保険料は納付期限を守って納めましょう。

また、納付が困難な場合は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課へ相談してください。

※本紙では平成21年度特別会計の決算について紹介しています。一般会計などの詳しい内容は、広域連合ホームページをご覧ください。

# 千葉県後期高齢者の医療費についてお知らせします。

現在、高齢化の進展に伴い、千葉県後期高齢者医療の被保険者数及び医療費については増加傾向にあります。みなさんに医療費について関心を持っていただき、また健康への意識を深めていただくために平成21年度の医療費の現状と平成22年5月診療の疾病統計をお知らせします。

**千葉県の一人当たりの医療費約75万7千円**

## 平成21年度の保険給付費について

平成21年度は、医療費の総額が3,979億5,024万円となっており、そのうちの3,621億9,553万円を千葉県後期高齢者医療広域連合で負担しています。

千葉県の一人当たりの医療費は、75万7,501円となり、全国平均(87万4,915円)に比べて低いといえますが、前年度(74万2,967円)と比較し増加しています。

医療費の増加はみなさんの保険料の増加にもつながります。健康診査の受診による健康管理や、先発医薬品(新薬)の特許期間等が終了したあとに、他の製薬会社が先発医薬品との同等性を証明して、一般的に低価格で作られる「後発医薬品」(ジェネリック医薬品)(※1)を利用するなど医療費の適正化にご協力をお願いします。

	平成21年度
被保険者数(平成22年3月31日現在)	534,956人
保険給付費(保険者負担額)※2	3,621億9,553万円
一人当たりの医療費※3	757,501円

- ※1 利用に当たっては、医師・薬剤師へご相談下さい。被保険者証を送付した際に同封したパンフレットに記載されている「ジェネリック医薬品希望カード」を切り取り、お使いください。(ホームページからもダウンロードできます。)
- ※2 保険給付費(保険者負担額)は、療養の給付に要した費用から、被保険者の自己負担額を除いたものです。
- ※3 一人当たりの医療費は、国民健康保険中央会からの出典によります。

## 後期高齢者医療の被保険者の疾病統計について

平成22年5月診療をもとに疾病統計を作成しました。

診療内容(図1.図2)については、循環器系疾患(高血圧、脳梗塞、心臓病など)の受診が多くなっています。

図1 件数のトップ10

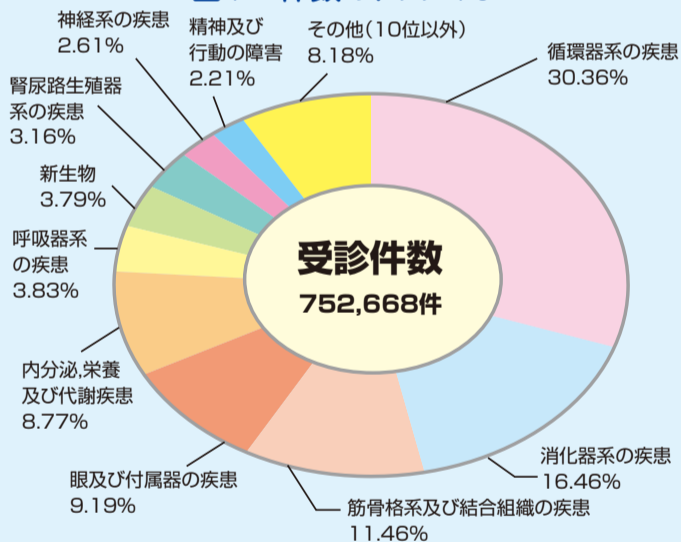
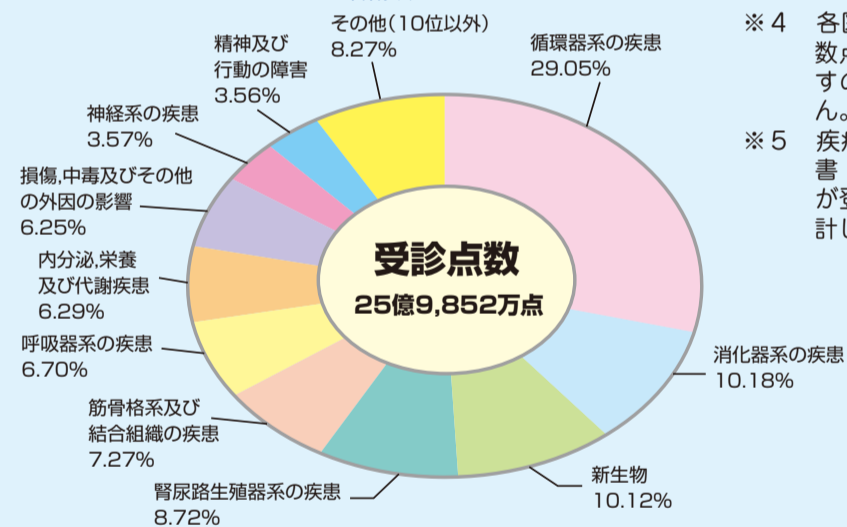
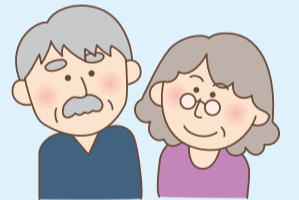


図2 点数のトップ10



- ※4 各図の%はそれぞれの項目の小数点第3位を四捨五入していますので合計が100%になりません。
- ※5 疾病分類は医科の診療報酬明細書(レセプト)から疾病の区分が登録されているもののみを集計しました。



**1位はどちらも生活習慣病が大きく関係しておこる循環器系の疾患です!**

**食習慣・運動不足・ストレス・喫煙・過度の飲酒等、普段の日常生活を見直し、生活習慣病を予防しましょう。**

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-223-1262

### 振り込め詐欺 不審な電話 ご注意ください

広域連合や市(区)町村などの職員を名乗る者から、不審な電話や来訪が県内外で数多く発生しています。

これらは振り込め詐欺などの犯罪につながる可能性がありますのでご注意ください。

少しでもおかしいと思った場合は、つぎのことをしましょう。

- 個人情報などを教えない
- 身分証、職員証などを確認する
- 名前、電話番号を聞く
- 教えられた番号に電話しない
- 最寄りの警察、広域連合またはお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口へ問い合わせる

ATMから  
振り込んだり  
絶対しないわ!



お問い合わせ先 総務課 ☎043-223-0075



## 確定申告をされるかたへ



後期高齢者医療保険料は、今年中(1月1日～12月31日)に納付された全額が社会保険料控除の対象となります。確定申告の際、後期高齢者医療保険料の領収書や納付証明書の添付は必要ありませんので、納付された金額を申告書に記載していただくようお願いします。

### ○特別徴収のかた

年金から徴収(天引き)されているかたについては、年金の源泉徴収票に年金から徴収された後期高齢者医療保険料が記載されていますのでご確認ください。

### ○普通徴収のかた

口座振替や納付書によりお支払いされているかたは、通帳や領収書をご確認ください。

また、後期高齢者医療保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の後期高齢者医療保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

納付された金額等不明な点は、お住まいの市(区)町村窓口にお問い合わせください。



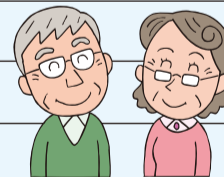
## 保険料の納付が困難なときは、ご相談ください。

災害、非自発的失業、事業の休廃止等により保険料を納めることが困難な場合には、申請をすることで保険料の減免(※1)や徴収猶予(※2)を受けられる場合があります。お住まいの市(区)町村窓口にご相談ください。窓口では、加入者の個々の状況を踏まえ、きめ細かく対応いたします。

減 免 (※1)	地震、台風や洪水、火事などの災害により、財産について著しい損害を受けたことや、世帯主が死亡したことあるいは非自発的失業や事業の休廃止となったなどの事情により、生活が困窮し保険料を納付することができないと認められる場合や、刑事施設等へ拘禁され給付の制限が行われている場合などに、保険料を減免することができます。 *非自発的失業とは、事業の倒産、破産又は廃業等により本人の意思に反して職を失った場合(ただし、定年退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇等を除く)です。
徴収猶予 (※2)	減免と同様の条件により、保険料の納付が一時的に困難と認められる場合、6か月以内の期間に限り徴収を猶予します。

## こんなときは必ず届け出を!

こんなとき	届け出に必要なもの
65歳以上75歳未満の一定の障がいの状態にあるかたが申請により後期高齢者医療制度の被保険者になろうとするとき	● 国民年金証書 ● 医師の診断書 ● 印かん ● 身体障害者手帳等(障がいの程度がわかるもの)のいずれかの書類
ほかの都道府県に転出するとき	● 保険証 ● 印かん
ほかの都道府県から転入してきたとき	● 負担区分証明書(転出の際に市(区)町村の窓口で発行されます。) ● 印かん
県内で住所が変わったとき	● 保険証 ● 印かん
生活保護を受け始めたとき	● 保険証 ● 印かん
死亡したとき	● 死亡したかたの保険証 ● 印かん



お問い合わせ先 お住まいの市(区)町村または資格保険料課 ☎043-308-6768

## 厚生労働省に制度に関する要望書を提出しました



① 要望書を藤村副大臣に手渡す横尾会長

11月18日、全国後期高齢者医療広域連合協議会では、細川厚生労働大臣あてに「後期高齢者医療制度に関する要望書」を提出しました。

現行制度及び新制度に関する要望事項について概略を説明の上、対応を要請しました。

当日は、同協議会の横尾俊彦会長が、藤村厚生労働副大臣に要望書を手渡しました。

### 要望事項の概要

#### 現行制度に関する要望

- 平成24年度の保険料率改定において、被保険者の保険料負担が増加しないよう必要な財源を国において確保すること。
- 低所得者に対する保険料軽減措置を継続し、国費による予算措置を講ずること。 など

#### 新制度に関する要望

- 新制度構築にあたっては、持続可能で、国民等から幅広く納得が得られる制度となるよう、国として万全の策を講ずること。 など

# 第2回 千葉県後期高齢者医療広域連合議会 定例会が行われました

## 平成21年度一般・特別会計歳入歳出決算の認定と 平成22年度一般・特別会計補正予算を可決

11月18日に、平成22年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開催しました。定例会では、「平成21年度一般・特別会計歳入歳出決算の認定」、「平成22年度一般・特別会計補正予算」が審議され、すべて原案のとおり認定・可決されました。

また、一般質問には5人が登壇し、後期高齢者医療制度と広域連合の行政について広範囲の質問が行われたほか、請願3件を不採択と決しました。



審議の様子

### 第2回定例会の議案と 議決結果

■ 議案第1号 平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定について **【認定】**

■ 議案第2号 平成21年度特別会計歳入歳出決算の認定について **【認定】**

■ 議案第3号 平成22年度一般会計補正予算(第1号) **【原案可決】**

■ 議案第4号 平成22年度特別会計補正予算(第1号) **【原案可決】**

■ 請願第1号～3号 すべての高齢者の受療権を守るため正規の被保険者証を交付するよう求める請願書 **【不採択】**

※議案名中の「千葉県後期高齢者医療広域連合」は省略

### 一般質問(広域連合行政全般にわたる質問)の一部を掲載します

#### 質問 事務所移転について

事務所の移転先として協議を進めている新国保会館は、11月末に竣工予定であり、賃料(共益費)等は現状より大幅に軽減される見込と聞いております。

◎ 答弁をする藤代広域連合会長



また、移転の時期は3月上旬を目途としておりますが、移転に際しましては、各市町村の広報紙に掲載を依頼するとともに、「ちば広域連合だより」第10号を、被保険者個々に送付し、周知を図りたいと考えております。

#### 質問 高齢者のための新たな医療制度について (現在の制度との変化や国保の運営とあり方について)

国の説明によれば、新制度の方向性としては、後期高齢者医療制度の問題点を改めるとともに、利点は残し、更に後期高齢者医療制度の廃止を契機として段階的に国保の広域化を実現することとしております。

また、国保の運営と今後のあり方については、まず高齢者医療に関し都道府県単位の財政運営とすること、現役世代についても環境整備を進めた上で都道府県単位の財政運営とすること等について、検討していると承知しております。

当広域連合としては、今後とも全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、広く国民が納得して、分かりやすい制度になるよう要望してまいりたいと思います。

### 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿(議員定数54名)

(平成22年11月18日現在)

市町村名	旭市	我孫子市	いすみ市	市川市	一宮町	市原市	印西市	浦安市	大網白里町	大多喜町	御宿町	柏市	勝浦市	香取市	鎌ヶ谷市	鴨川市	木更津市	君津市	鋸南町	九十九里町	神崎町	栄町	佐倉市	山武市	酒々井町	芝山町	白子町	白井町	匝瑳市	袖ヶ浦市	多古町	館山市	千葉市	銚子市	長生村	長南町	東金市	東庄町	富里市	長柄町	流山市	習志野市	成田市	野田市	富津市	船橋市	松戸市	南房総市	睦沢町	茂原市	八街市	八千代市	横芝光町	四街道市
議員名	向後悦世	坂巻宗男	杉山敏行	宮田かつみ	秋場博敏	宇田川昭男	金丸和史	岡本善徳	江沢清	野中眞弓	新井明	山田一	板橋甫	宇野功	小泉巖	尾形喜啓	荻野一男	加藤健吉	鈴木郁男	鈴木伸四郎	寶田久元	高萩初枝	工藤啓子	穴倉弘康	森本一美	川口幸雄	三橋吉辰	谷嶋稔	谷嶋進一	小野光正	土井清司	本橋亮一	茂手木直忠	宮内昭三	関克也	岩崎重良	松戸進	勝野暢一	江原利勝	吉原成	伊藤春樹	浅川邦雄	伊藤春樹	中村利久	福原敏夫	高木明	大川一利	青木正孝	中村健一	常泉健一	古川宏史	小林恵美子	川島富子	野村裕

お問い合わせ  
千葉県後期高齢者医療広域連合

午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)  
●本紙について、広域連合の運営、議会について 総務課 ☎043-223-0075  
●保険料、被保険者の資格について 資格保険料課 ☎043-308-6768  
●保険給付、保健事業について 給付管理課 ☎043-223-1262